

募集締め切り

平成 22 年 2 / 9 (火)

騒音・振動・悪臭

の規制地域の見直しについてご意見をお聞かせください。

鳥取県では、環境基本法に基づく環境基準(騒音)の指定地域、騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法で規制する地域を見直します。

規制地域の見直し案についてご意見をお寄せください。

騒音・振動・悪臭の規制のしくみ

騒音・振動・悪臭の防止対策は、それぞれ地域を指定して、指定された地域のなかで、規制の対象となる事業者に対して規制が行われるしくみになっています。

騒音・振動・悪臭に係る規制地域の見直し

県内の騒音・振動・悪臭の規制地域について、現在の土地利用状況などを反映させるため、見直しを行います。(詳しくは見直し案・資料をご覧ください。)

見直しを行う市町村と見直しの項目

項目 市町村	騒音に係る 環境基準の 指定地域	騒音に係る 規制地域	振動に係る 規制地域	悪臭に係る 規制地域
米子市	新規	現行どおり	現行どおり	変更
倉吉市	新規	変更	変更	現行どおり
境港市	新規	現行どおり	現行どおり	現行どおり
日吉津村	新規	現行どおり	現行どおり	現行どおり
八頭町	指定なし	変更	新規	現行どおり



意見募集方法等

(1)見直し案・資料の閲覧方法

県庁水・大気環境課のホームページに掲載しています。
また、県庁県民室、各総合事務所県民局及び生活環境局、県立図書館、各市町村役場でも閲覧できます。
郵送希望の方は下記問い合わせ先へご連絡ください。

(2)意見応募方法

様式は自由です。(裏面をご利用ください。)
郵送、ファクシミリ、電子メールでお寄せいただくか、県庁県民室、各総合事務所県民局、県立図書館に設置している意見箱へ投函してください。

応募・問い合わせ先

鳥取県生活環境部水・大気環境課
〒680-8570(住所記載不要) 電話: 0857-26-7206
ファクシミリ: 0857-26-8133
電子メール: mizutaikikankyou@pref.tottori.jp
ホームページ: http://www.pref.tottori.lg.jp/mizutaiki

騒音・振動・悪臭に係る規制地域の見直し案への意見応募用紙

【応募先】

鳥取県生活環境部水・大気環境課
〒680-8570 鳥取市東町1-220
ファクシミリ：0857-26-8133
電子メール：mizutaikikankyou@pref.tottori.jp

見直し案へのご意見をご記入ください。

【ご意見のある見直し案】

米子市	騒音に係る環境基準	
倉吉市	騒音規制	
境港市	の	振動規制
八頭町		悪臭規制
日吉津村		

に係る見直し案

該当するものにご記入ください。

【ご意見とその理由等】

御協力ありがとうございました。

差し支えない範囲で、お住まいの地域をご記入ください。

県外 県内（ 東部 中部 西部 ）

該当するものにご記入ください。

よろしければ市町村名をご記入ください。（ _____ 市・町・村 ）

騒音・振動・悪臭の規制地域の見直し案に係る意見募集結果【対応案】

	分野	地域	意見の概要	対応案
反映した	騒音 (環境基準)	米子市	指定地域が決定した際には指定地域を市報などでわかりやすく広報して欲しい。	米子市をはじめ、今回見直しの対象となっている市町村では、指定地域の範囲や基準値などの情報を広報誌、ホームページに掲載して広報する予定です。
盛り込み済み	悪臭	八頭町 (旧八東町)	八頭町における悪臭については現行どおりとのことだが、現行はどうなっているのか。牛の飼育の関係か、細見谷から旧八東町中心地域において悪臭が漂っている。規制対象地域から漏れているようであれば規制し、指導・対策を講じて欲しい。	八頭町内における悪臭の規制地域は、旧郡家町、旧船岡町及び旧八東町の住居が集まった地域が指定されており、丹比駅や八頭町役場八東支所などが所在する旧八東町中心地域も規制地域に指定されています。今回ご指摘のあった牛の飼育に関する悪臭事象は、県、町とも把握しておりませんので、具体的な内容について悪臭防止法に基づく指導監督権限を有する八頭町役場に御相談ください。
対応しない	騒音 (環境基準)	八頭町	なぜ郡部は指定しないのか。人が少ないところは健康を守る必要がないということか。	騒音に係る環境基準は、原則として都市計画法で定められた用途地域に準拠して指定することとなっているため、用途地域が定められていない郡部等の地域については、地域の指定をしないこととしたものです。なお、都市計画法に基づく用途地域が指定されていない地域においても、住宅等の立地状況、土地利用の動向等を勘案し、用途地域の定められている地域の状況を参考にした上で、相当数の住居が所在する地域等に対し、指定することが適当と判断される地域については、地域指定について検討していきます。
	騒音	米子市	JR沿線を規制地域にし、県民の生活を騒音・振動から守るべき。 深夜など、暴走族や改造車の騒音で困っているが、規制の対象にならないのか。	在来線鉄道に係る騒音については、騒音規制法による規制の対象外とされており、規制することはできません。今回の御意見については、JRにお伝えしました。 騒音規制法では、個別の自動車に係る騒音の許容限度の確保への取組や自動車の定常走行音に係る騒音の限度が定められています。この自動車騒音の限度を確保するため、道路交通法に基づく整備不良車両の運転禁止規定や道路運送車両法に基づく整備に係る命令等の規定が設けられています。暴走族や改造車に関する具体的な御要望等については、道路交通法を所管する警察等に御相談ください。
		八頭町 (郡家)	JRの行う夜間の保守点検に伴う騒音に迷惑している。昼間に工事を行うべき。	くい打ち機などを使用する一部の建設工事については、騒音規制法で基準値が設定されていますが、基準値の範囲内であれば昼間、夜間とも工事を行うことが認められています。また、建設工事に該当しない保守点検工事については、基準値等の規制はありません。よって、夜間の保守点検工事を禁止することはできませんが、工事の実施時間の配慮等についてJR又は騒音規制法に基づく指導監督権限を有する八頭町役場に御相談ください。
	振動	米子市	JR沿線を規制地域にし、県民の生活を騒音・振動から守るべき。	鉄道に係る振動については、振動規制法による規制の対象外とされており、規制することはできません。今回の御意見については、JRにお伝えしました。
	悪臭	米子市 (旧淀江町)	田畑の肥料、畦草を燃やす煙、消毒のにおい等住宅地周辺の規制を考えて欲しい。	農地に散布される肥料、農業に係る悪臭については、悪臭規制法による規制の対象外とされていますが、農業の散布については、農業取締法により住宅地等においては農薬の飛散防止措置を講じるよう規定されています。なお、廃棄物処理法によりゴミの野外焼却は原則として禁止されていますが、田畑の草については例外として焼却が認められていますので規制の対象外となります。ただし、生活環境保全上、支障が生じていると認められる場合は指導を行いますので、市役所へ御相談ください。
	その他	騒音	大山町	今回、大山町が見直しの対象にならなかった理由が知りたい。
振動		大山町	今回、大山町が見直しの対象にならなかった理由が知りたい。	地域の指定にあたっては都市計画法に基づく用途地域に基づいて行うことを原則としています。都市計画法に基づく用途地域が指定されていない地域においても、住居の立地状況や土地の利用状況等から判断して指定することが適当とされる地域については地域指定を行うこととしています。大山町においては、用途地域が定められていないこと、振動規制に係る指導監督権限を有する大山町に振動規制法に基づき意見聴取したところ見直しの意向がなかったことから、今回、規制地域の見直しは行わないこととしたものです。
悪臭		大山町	今回、大山町が見直しの対象にならなかった理由が知りたい。	地域の特性、実情を含め、悪臭防止に係る指導監督権限を有する大山町に悪臭防止法に基づき意見聴取したところ見直しの意向がなかったことから、今回、規制地域の見直しは行わないこととしたものです。
その他		八頭町 (郡家)	因美線はディーゼル列車を使用しているが、電化し、騒音あるいは環境面においても対処していくべき。	在来線鉄道に係る騒音については、騒音規制法による規制の対象外とされており、騒音規制法により鉄道事業者による電化を求めることはできません。今回の御意見については、JR及び県交通政策課にお伝えしました。